十六　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

ホ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

十八　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　賦課被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

十九　介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

---

十六　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ・ハ　［同上］

［号の細分を加える。］

十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十八　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

十九　介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

---

2

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

二十　介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二十一　介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

二十三　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

---

2

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

二十　介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

［号の細分を加える。］

二十一　介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

［号の細分を加える。］

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

二十三　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］